

医療法人光仁会 川西医院

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人光仁会が開設する川西医院（以下「当院」という）において実施する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当院が実施する居宅療養管理指導は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように支援の実施を目的とする。

(運営の方針)

第3条 居宅療養管理指導の提供に当たって、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 居宅療養管理指導を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 医療法人光仁会 川西医院
- (2) 開設年月日 平成21年4月1日
- (3) 所在地 長野県上田市保野710番地
- (4) 電話番号 0268-38-2811 FAX番号 0268-38-2814
- (5) 管理者名 杉山 悦郎
- (6) 介護保険指定番号 居宅療養管理指導 (2010317879 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 居宅療養管理指導を行う従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 看護師 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当院職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
- (2) 看護師は、医師の医学的管理及び、それに伴う情報提供や指導、助言に関する補助業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 居宅療養管理指導を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業日の午前9時から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から午前12時00分までとする。

（事業の内容）

第8条 居宅療養管理指導の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2) 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) 利用者又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導、助言を行う。
- (4) その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

（居宅療養管理指導の種類）

第9条 提供する居宅療養管理指導の種類は、医師によるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第10条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- (2) 居宅療養管理指導の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収する。
- (3) 正当な理由もなく利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、利用約款別紙2に記載したキャンセル料の支払を求めることができます。
- (4) 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービス内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

上田市、坂城町及び青木村

(身体の拘束等)

第12条 当事業は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また、身体拘束廃止に関する指針（別添1）を定め、その効率的な推進、体制を整備する。

(褥瘡対策等)

第13条 当事業は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な医学的管理に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添2）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、総務 室賀 尊文 を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…… 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害対策 研修及び訓練 … 年2回以上（防火訓練と一体的に行うことを含める）
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 …………… 随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）の策定を行う。必要に応じて見直し、改訂結果は全職員に周知徹底する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添3）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当院職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、医療法人光仁会が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし夜勤業務に携わるものと、放射線業務に従事するものは年2回以上とする。

(衛生管理・感染症対策)

第20条 患者や利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添4)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画(BCP)の策定を行う。

(虐待防止の措置に関する事項)

第21条 当院は、高齢者虐待を防止し、患者・利用者本位の医療・看護・介護サービスを提供するため、高齢者虐待防止について検討する委員会を整備し、その効率的な推進を図るための指針(別添5)を定める。内容については職員へ十分に周知する。また、必要な措置を講ずるための体制(担当者)を整備し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、当院は、別に定める早期発見の責務と通報の義務に基づき適切に対処する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 従業者に対して、法人職員である期間および法人職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、法人職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第23条 事業者は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(ハラスメント対策)

第24条 当院は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第25条
- 1 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、院内にて閲覧を可能とする。
 - 2 居宅療養管理指導に関連する政省令、及び通知、並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人光仁会の役員会において定めるものとする。

付 則

令和2年9月1日 施行

令和6年6月1日 改定